

もし、事故が起こったら



注意 キズやへこみの大小、相手の有無にかかわらず、事故扱いとなります。

① 負傷者の救護



② 警察への
通報と届出



③ 相手の確認



④ 営業店への連絡

警察への届出が済みましたら、交通事故証明書を取得できるよう手続きをして下さい。

※営業時間外の事故の場合は、翌朝必ずご連絡をお願いします。

※警察への届出や営業所へのご連絡がない場合、また貸渡約款条項に違反がある場合には保険の適用が受けられませんので、ご注意ください。